

8. よくあるお問い合わせ (Q&A)

○ 下水道排水設備工事責任技術者についてのよくある質問

Q 1. 他県の排水設備工事責任技術者の資格を持っていますが、資格は大阪府でも有効ですか。

A 1. 資格は都道府県単位となり、大阪府では他県で取得した排水設備工事責任技術者の資格は使用できません。大阪府の試験を受験して資格を取得してください。

Q 2. 退職等で資格が必要なくなったのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 2. 資格の抹消手続きを行いますので、当センターにご連絡ください。

規程第25条により、登録辞退届（様式-18）を提出してください。

Q 3. 責任技術者証の有効期限が既に切れているが、どうすればよいのか。

A 3. 当センターへ連絡してください。古い責任技術者証の可能性があるため、有効期限をお調べいたします。

- ・有効期間がある場合、更新講習を受けていただく必要があります。

- ・有効期間がない場合、登録資格が失効していますので試験を受験して資格を取り直していただくことになります。

○ 試験・試験講習会（下水道排水設備工事責任技術者）のよくある質問

Q 1. 下水道排水設備工事責任技術者試験申請書は、どこで配布していますか。

A 1. 府内市町村の排水設備担当窓口、または、都市技術センターで、配付しています。

Q 2. 試験講習会のテキストの準備は、どうしたらいいのですか。

A 2. 「大阪府下水道排水設備工事責任技術者講習用テキスト」を使用します。詳しくは試験講習会の案内をご覧ください。

Q 3. 試験の申し込みは郵送でなければいけないのか。

A 3. 郵送のほか、当センターへの持参でも受付けております。

宛先：541-0055大阪府中央区船場中央2-2-5-206

(船場センタービル5号館2階)

(一般財団法人)都市技術センター事業部下水道課排水設備担当

Q 5. 試験・試験講習会の申込みは「特定記録」で郵送と書いてあるが「特定記録」でないといけませんか。

A 5. 「特定記録」で郵送してください。

「特定記録」は、引受けを記録するので受領証の受取り、また、インターネット上で配達状況が確認できます

Q 6. 写真はデジタルカメラなど自分で撮ったものでも大丈夫ですか。

A 6. 大丈夫です。ただし、背景やご本人様以外の顔が写らないようにしてください。

また、印刷時の画質が粗くならないよう、普通紙ではなく写真用の光沢用紙を使用してください。不鮮明な写真を提出された場合、撮り直していただきます。

Q 7. 今日が申込み最終日ですが、何も準備していません。なんとか申込みできませんか。

A 7. 今日中に以下の手続きを行ってください。

① 手数料を振り込んでください。

② 窓口が閉まった場合はATMで結構です。その際は「ご利用明細票」のコピーを同封してください。

③ 書類に必要事項を記入し、持参していただくか、もしくは特定記録郵便で送ってください。

特定記録郵便は郵便局の窓口扱いです。近くの郵便局が閉まっている場合は、ゆうゆう窓口のある郵便局は24時間開いていますので、そちらから出してください。消印は必ず期限内になることを確認してください。

なお、写真が間に合わない場合、技術センターまで連絡のうえ、後日郵送していただければ結構です。

Q 8. 試験（試験講習会）の申込みを忘れてしまいました。申込み期限を過ぎていますが、今からでも申込みことはできますか。

A 8. 申込期限を過ぎての受付はいたしません。来年度の試験を受験してください。

試験日程等が決定次第、当センターのホームページ上で「お知らせ」をいたします。

Q 9. 試験（試験講習会）に申し込みましたが、受験票（受講票）はいつ届くのですか。

A 9. 7月中旬を過ぎても届かなかった場合は、必ず当センターに問い合わせください。

受験票（受講票）の郵送先は、ご本人様が申込書に記入された住所に送付いたします。

Q10. 試験に持っていくものはありますか。

A10. 受験票と筆記用具、卓上計算機(試験の場合、計算機能以外の機能が付いたものは不可)をお持ちください。

Q11. 渋滞(事故)に巻き込まれて、試験開始時刻までに会場に着かない場合、どうすればいいですか。

A11. 試験の場合、試験開始時刻から30分以上遅れた方は受験できません。
できるだけ公共交通機関を利用するようにしてください。

○ 更新講習(下水道排水設備工事責任技術者)のよくある質問

Q1. 更新講習年度ですが、更新案内通知が届いていません。

A1. 更新講習の受講案内は、前回更新時の住所または、最新の登録時の住所に郵送しています。この5年間に引越し等され、住所が変更されていませんか。至急、当センターへ連絡ください。

Q2. 手数料の振り込みは、振込用紙に郵便局・ゆうちょ銀行とあるが他銀行で振り込むことはできますか。

A2. 振り込むことはできません。

Q3. 手数料をATM及び電信振替で振り込むことはできますか。

A3. 同封の払い込み用紙により、必ず郵便局の窓口で払い込んでください。やむを得ず、ATMで振り込んだ場合は、ご利用明細票のコピーを添付してください。
会社からの振込の場合、申請者の方が分かるように、氏名・登録番号を記入して下さい。

Q4. 講習会の申し込みは郵送でなければいけないのか。

A4. 郵送のほか、当センターへの持参でも受付けています。

宛先：541-0055大阪府中央区船場中央2-2-5-206

(船場センタービル5号館2階)

(一般財団法人)都市技術センター排水設備担当

Q5. 更新講習申し込みは「特定記録」で郵送と書いてあるが「特定記録」でないとダメなのか。

A5. 「特定記録」で郵送してください。

「特定記録」は、引受けを記録するので受領証の受取り、また、インターネット上で配達状況が確認できます

Q6. 更新講習の案内が届きましたが、当人は死亡しています。どのような手続き等が必要ですか。

A6. 資格の取消し手続きを行いますので、当センターへ連絡ください。責任技術者証は破棄してください。

Q7. 更新講習の案内が届きましたが、資格が必要なくなったので更新をしません。どのような手続き等が必要ですか。

A7. 資格の抹消手続きを行いますので、当センターへ連絡ください。

実施規程第25条により登録辞退届（様式-18）を提出してください。

合わせて、責任技術者証を当協会に返納してください。

Q8. 現在、排水設備に関する仕事をしていません。登録申請書の「専属する工事業者」欄はどうしたらいいのですか。

A8. 空欄にしておいてください。

Q9. 登録申請書に貼る写真はカラーでないといけないのですか。

A9. 写真は責任技術者証にも使用しますので、登録申請書に記載のとおり3か月以内に撮影したカラー写真を貼ってください。白黒写真を提出された場合、撮り直して提出していただきます。

Q10. 登録申請書に貼る写真はデジタルカメラなど、自分で撮ったものでも大丈夫ですか。

A10. 大丈夫です。ただし、背景や本人以外の顔が写らないようにしてください。

また、印刷時の画質が粗くならないよう、普通紙ではなく写真用の光沢用紙を使用してください。

不鮮明な写真を提出された場合、撮り直して提出していただきます。

Q11. 登録申請書に貼る写真のサイズ（縦3.0cm×横2.4cm）でないといけないか。

A11. 多少大きめの写真でもかまいませんので、近いサイズを選択してください。

なお、登録申請書に写真を貼る際は、無理に写真を切らずにそのまま貼り付けてく

ださい。

Q12. 引越し等で住所が変わったが、前の住所で更新講習の申し込みをするのですか。

A12. 新住所の住民票を添付して、新住所で申し込みください。

また、名前が変わった場合、公的証明書類（戸籍抄本等）を添付してください。

Q13. 更新講習を申込んだが技術者証はいつ交付されるのか。

A13. 更新講習終了時、修了証と合わせて交付します。

Q14. 申込みを忘れて申し込み期限を過ぎてしまったが、どうすればいいのか。

A14. 申込み期限を過ぎた場合は、申請書の受付はできません。この場合、登録資格を失うこととなりますので必ず申込期限内に申請してください。

Q15. 更新講習会に持っていくものはありますか。

A15. 受講票と筆記用具をお持ちください。テキストは、当日受付でお渡しします。

Q16. 受講票が届かないのですが、いつ届くのでしょうか。

A16. 7月上旬に郵送しています。7月中旬を過ぎても届かない場合は、必ず当センターに問い合わせをしてください。

Q17. 更新講習会の日は、都合が悪くて受講できません。どうにかありませんか。

A17. 受講日の変更は可能ですので、下記連絡先までご連絡ください。

連絡先：（一財）都市技術センター排水設備担当 TEL06 - 4963 - 2093

○ 登録関係のよくある質問

Q18. 責任技術者登録は、これまでは府内市町村においてそれぞれ行っていたが、何故、今年度から大阪府下水道協会で統一して実施することになったのですか。

A18. 責任技術者の方に、次のメリットがあることから、協会で統一して登録を行うことになりました。

- ① これまで複数の市町村に登録を行っていた場合は、登録手続きが府協会に一本化されるため、府協会に登録手続きを行うと、府内どこの市町村においても下水道排水設備工事責任技術者として事業を行うことができ、手続きが簡素化されます。
- ② 登録手数料についても、手数料を複数の市町村に支払っている場合は、一本化され一回の支払いで済ませることができ、経費節減になります。

Q19. 登録申請関係の書類・資料等の提出については、どうしたらよいのですか。

A19. 登録申請書は、「更新講習及び登録申請書類一式 封筒」の9)「受講及び登録申請書送付用封筒(特定記録郵便)」に「登録の手引き4(2)の必要書類」を入れて、都市技術センター排水設備担当に直接、持参していただくか、郵送により提出して下さい。郵送の場合は、郵便局の窓口で特定記録郵便により都市技術センターに郵送して下さい。

Q20. 現在、〇〇市に責任技術者の登録をしているが、それはどうなるのですか。

A20. 「府協会の実施規程」の附則に規程しています。各市町村での責任技術者証は有効期間が経過するまでの間、協会の責任技術者証とみなすこととしており、改めて登録する必要はありません。

Q21. 現在、責任技術者の登録はしていませんが、今後、登録をしたいときには、どうしたらよいのですか。

A21. 常時、登録申請の受付を行いますので、登録を希望される方は、都市技術センター排水設備担当までお問合せ下さい。